

## 生命保険等を活用した税務対策～パート8～

Q8：クリニック（平成 19 年 3 月以前に認可申請したいいわゆる「持分の定めのある社団医療法人」、出資者は理事長のみ）の承継を考えています。医療法人の出資持分を承継者に引き継ぐ際に、保険を活用した税務対策の方法があれば教えてください。

A8：医療法人の保有資産と利益の調整により、出資持分の評価額を減額することが可能です。

### <解説>

医療法人の出資持分の評価方法は基本的に財産評価基本通達に規定されている評価方法により評価します（評基通 194-2）。

### 1、医療法人の規模の判定

医療法人の出資持分を評価するにあたって、まずその医療法人の評価通達上の会社規模を判定する必要があります（評基通 178・179）。

ただし、無床診療所のクリニックの場合は、ほとんどが中会社の「小」に該当する者と思われます。

（参考）医療法人の規模の判定（「小売・サービス業」で判定）

(1) 従業員数 100 人以上…大会社

(2) 従業員数 100 人未満…下記のとおり

取引金額 純資産価額 及び従業員数	6,000 万円未満	6,000 万円以上 6 億円未満	6 億円以上 12 億円未満	12 億円以上 20 億円未満	20 億円以上
4,000 万円未満 又は 5 人以下	小会社	中会社の「小」 (L=0.6)	中会社の「中」 (L=0.75)	中会社の「大」 (L=0.9)	大会社
4,000 万円以上 (5 人以下を除く)					
4 億円以上 (30 人以下を除く)					
7 億円以上 (50 人以下を除く)					
10 億円以上 (50 人以下を除く)					

### 2、出資持分の評価方法

本件の医療法人も、会社規模が中会社の「小」に該当するものと仮定すると、当該医療法人の出資持分の評価額は以下のうちいずれか少ない金額となります。

(1) 「類似業種比準価額（※1）」×L+「純資産価額」×（1-L）

(2) 純資産価額

※1：類似業種比準価額方式による評価（中会社の場合）⇒

$$\text{類似業種の株価 (その他の産業)} \times \left( \frac{\text{医療法人の一口当たり年利益金額}}{\text{類似業種一株当たり年利益金額}} \times 3 + \frac{\text{医療法人の一口当たり純資産価額}}{\text{類似業種一株当たり純資産価額}} \right) \div 4 \times 0.6$$

※2：純資産価額方式による評価⇒

(資産の相続税評価額-負債の金額の合計額-評価差額に対する法人税等相当額(※3)) ÷ 課税時期の出資口数

※3：評価差額に対する法人税等相当額 = (相続税評価額による純資産価額-帳簿価額による純資産価額) × 42%

### 3、対策のポイント

上記2に示した評価方法は、「類似業種比準価額」と「純資産価額」から構成されています。したがって、これらの金額を下げることで、出資持分の評価額を下げることで出来、出資持分の引継に係る税負担を軽減することが出来ます。

下記の方法等により出資持分の評価額を引き下げた後、例えば**相続時精算課税を活用して当該出資持分を承継者に贈与する方法**や、「**持分の定めのない医療法人**」へ**移行する方法**が考えられます。

#### (1) 類似業種比準価額

上記2※1の算式のうち、「**医療法人の一口当たり年利益金額**」を減らすこと、つまり、医療法人の損金となる金額を増やすことが、評価額引き下げにつながります。

そのための保険としては、例えば次のものが考えられます。

##### ① 支払保険料の全額が医療法人の損金となる定期保険

(例) 契約者：医療法人 被保険者：役員・使用人 保険金受取人：医療法人 保険期間が70歳まで、または「加入時の被保険者の年齢+保険期間×2 ≤ 105」
--

##### ② 支払保険料の2分の1が医療法人の損金となる養老保険

(例) 契約者：医療法人 被保険者：役員・使用人 死亡保険金受取人：被保険者の遺族 満期保険金受取人：医療法人
--

#### (2) 純資産価額

① 上記2※2の算式のうち、「**資産の相続税評価額を引き下げる**」ことが、評価額引き下げにつながります。

保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の評価は、課税時期における**解約返戻金相当額**(前納保険料の金額、剰余金の分配等がある場合にはこれらを合計します。)で評価するため、これを利用します。

そのための保険としては、例えば保険加入後一定期間の解約返戻率が低率で推移する「**低解約型逦増定期保険**」や**養老保険等**があります。

② 上記2※3の「法人税等相当額」を活用する、つまり、医療法人の純資産価額に含み益を作ることが考えられます。

そのための保険として、例えば、「**長期平準定期保険**」、「**逦増定期保険**」、(1)②の養老保険等が考えられます。

例えば、支払保険料の2分の1が医療法人の損金となる場合、残りの2分の1が医療法人の資産となるため、資産計上した部分の金額と解約返戻金相当額との差額が含み益となります。

(担当：藤澤 文太)